

令和3年3月19日

文化施設利用者様

豊橋市役所文化・スポーツ部

「文化のまち」づくり課長 鈴木 一弘

「厳重警戒宣言」及び「愛知県厳重警戒措置」の解除、及び愛知県のリバウンド対策継続に伴う本市文化施設の対応について（令和3年3月19日時点）

日頃より本市の文化振興に格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

令和3年3月18日付で、令和3年3月21日をもって「厳重警戒宣言」及び「愛知県厳重警戒措置」の解除が発表されるとともに、新規陽性者やクラスターの発生は終息するに至っていないことから、リバウンド対策は引き続き継続することが発表されました。

文化施設を利用頂く皆さまにおかれましては、この趣旨をご理解頂き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 施設利用上の注意事項について

(1) 入場者の制限について、以下のとおり継続いたします。

大声での発声等を伴わない利用：定員の100%以内

大声での発声等を伴う利用：定員の50%以内

(2) 施設の利用時間については、営業時間短縮要請の解除に伴い、令和3年3月22日以降は通常時の開館時間となります。

施設名称	通常時の開館時間 3月22日～	短縮要請期間中の開館時間 3月1日～21日
市民文化会館	午前9時～午後9時	午前9時～午後9時
西川芸能練習場		
三の丸会館		
ライフポートとよはし		
公会堂		
アイプラザ豊橋	午前9時～ <u>午後10時</u>	午前9時～ <u>午後9時</u>
穂の国とよはし芸術劇場		

(3) 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食はお控えください。

(4) その他、「新しい生活様式」に則った対応をお願いいたします。

2 施設利用料等の還付について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に施設利用を取消しする場合は、利用料金を頂くことはなく、既にお支払い済みの利用料金につきましては還付させて頂いております。

対象期間の目安としては、緊急事態宣言解除後の経過措置期間と同様、令和3年4月11日までの利用が対象となりますが、国や県の方針が変更となる場合は、この限りではありませんのでご理解ください。

<問合せ先>

豊橋市役所文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課

電話：0532-51-2873 / Fax：0532-56-1081 / Email: bunka@city.toyohashi.lg.jp

<各施設連絡先>

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・市民文化会館、西川芸能練習場 | 電話：0532-61-5111 |
| ・豊橋市公会堂 | 電話：0532-51-3077 |
| ・三の丸会館 | 電話：0532-56-6022 |
| ・ライフポートとよはし | 電話：0532-33-2111 |
| ・アイプラザ豊橋 | 電話：0532-46-7181 |
| ・穂の国とよはし芸術劇場 | 電話：0532-39-8810 |